

基 発 第 0331040 号

平成 21 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

技能講習の講師の条件等の改正について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 77 条の登録教習機関制度について、必要な機械設備等及び講師の条件は、技能講習の区分ごとに法別表第 19 及び別表第 20 に示されており、また、その解釈については、平成 16 年 3 月 19 日付け基発第 0319009 号「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について」（以下「施行通達」という。）の記の I の 1（8）③並びに同通達の別添 5 及び別添 6 に示されており、これらに基づき、制度を運用しているところである。

今般、公益法人に係る改正を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成 15 年法律第 102 号）により登録制度へ移行した登録教習機関のはじめての登録更新を行ったところであるが、機械設備の日本国内における生産状況、講師の選任状況等を踏まえ、登録教習機関の機械設備等及び講師の条件について下記のとおり見直しを行い、施行通達の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、その条件の明確化を図ったところである。

については、改正内容について十分理解するとともに、貴職の登録を受けている登録教習機関に周知を図る等、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 施行通達の一部改正

施行通達の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

第 2 改正の概要

1 登録教習機関の機械設備等の条件について（施行通達別添 5 関係）

車両系建設機械（解体用）運転技能講習及び不整地運搬車運転技能講習に係る必要な

機械設備等について、日本国内における当該機械の生産状況を踏まえ、クローラ式及びホイール式としていたものをクローラ式又はホイール式のいずれかを備えるべきものと改正するものであること。

2 登録教習機関の講師の条件について（施行通達別添6 関係）

- (1) 各課程における修業年限、専門科目に係る履修時間等を踏まえ、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による高度職業訓練専門課程及び指導員訓練長期課程並びに防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校及び防衛医科大学校を学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校と同等と取り扱って差し支えないものとする。
- (2) 各課程における修業年限、専門科目の履修時間等を踏まえ、職業能力開発促進法による普通職業訓練普通課程を学校教育法による高等学校又は中等教育学校と同等と取り扱って差し支えないものとする。
- (3) 複数の区分で共通する講習科目のうち、区分ごとに異なる条件を課しているものについては、その整合性を図るものであること。
 - ア 労働安全衛生法関係法令の知識の習得と密接な関係を持つ「関係法令」について、講習の区分に応じて「10年以上安全（又は労働衛生）の実務に従事した経験を有する者」を講師の条件として追加すること。
 - イ 「作業の方法に関する知識」、「作業者に対する教育等に関する知識」等実務経験によりその知識等の習得が図られる講習科目については、類似する講習区分の講師の条件との整合性を図りつつ、講師の条件を見直すこと。
- (4) 有機溶剤作業主任者技能講習、鉛作業主任者技能講習、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習並びに石綿作業主任者技能講習の講習科目のうち「健康障害及びその予防措置に関する知識」については、その講習範囲である病理、症状、予防方法及び応急措置に係る履修状況を踏まえ、歯科医師として5年以上の経験を有する者を同等以上の知識経験を有する者と認めること。
- (5) 他の法令に基づく資格を有する者を講師の条件としているものについて、現行の法令の規定に合わせ文言を修正するものであること。
- (6) その他、他の講習区分の講師の条件との整合性を図りつつ、講師の条件を見直すものであること。

○「公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の施行並びにこれに伴う関係政令、省令及び告示の改正等について」（平成16年3月19日付け基発0319009号） 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行																
I 整備法関係 1 労働安全衛生法の一部改正関係 (8) 登録教習機関の登録（第77条関係） ③ 講師等（第2項第2号関係） （略） 安衛法別表第20の各技能講習における科目ごとの講師の条件の欄の「同等以上の知識経験を有する者」には、別添6に掲げる者が含まれるものであり、また、同欄の「大学等」を「旧大学令による大学」、「旧専門学校令による専門学校」、「職業能力開発促進法による高度職業訓練専門課程及び指導員訓練」並びに「防衛省設置法による防衛大学校及び防衛医科大学校」を「大学等」と、また、「旧中等学校令による中等学校」及び「職業能力開発促進法による普通職業訓練普通課程」を「高等学校等」と同等と取り扱って差し支えないなど、旧安衛法における指定教習機関の講師の条件と変わるものではないこと。	I 整備法関係 1 労働安全衛生法の一部改正関係 (8) 登録教習機関の登録（第77条関係） ③ 講師等（第2項第2号関係） （略） 安衛法別表第20の各技能講習における科目ごとの講師の条件の欄の「同等以上の知識経験を有する者」には、別添6に掲げる者が含まれるものであり、また、同欄の「大学等」を「旧大学令による大学」及び「旧専門学校令による専門学校」と同等と取り扱って差し支えないことなどから、旧安衛法における指定教習機関の講師の条件と変わるものではないこと。																
別添5	別添5																
<table border="1"> <tr> <th>技能講習の名称</th><th>必要な機械設備等</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>6 車両系建設機械（解体用）運転技能講習（</td><td>表の車両系建設機械（解体用）運転技能講習の項の「車両系建設機械（解体用）」は、おおむね次に掲げるものであること。</td></tr> <tr> <td></td><td>(1) 走行の操作にあつては、タイヤ式又はクロ</td></tr> </table>	技能講習の名称	必要な機械設備等	(略)	(略)	6 車両系建設機械（解体用）運転技能講習（	表の車両系建設機械（解体用）運転技能講習の項の「車両系建設機械（解体用）」は、おおむね次に掲げるものであること。		(1) 走行の操作にあつては、タイヤ式又はクロ	<table border="1"> <tr> <th>技能講習の名称</th><th>必要な機械設備等</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>6 車両系建設機械（解体用）運転技</td><td>表の車両系建設機械（解体用）運転技能講習の項の「車両系建設機械（解体用）」は、おおむね次に掲げるものであること。</td></tr> <tr> <td></td><td>(1) 走行の操作にあつては、タイヤ式及びクロ</td></tr> </table>	技能講習の名称	必要な機械設備等	(略)	(略)	6 車両系建設機械（解体用）運転技	表の車両系建設機械（解体用）運転技能講習の項の「車両系建設機械（解体用）」は、おおむね次に掲げるものであること。		(1) 走行の操作にあつては、タイヤ式及びクロ
技能講習の名称	必要な機械設備等																
(略)	(略)																
6 車両系建設機械（解体用）運転技能講習（	表の車両系建設機械（解体用）運転技能講習の項の「車両系建設機械（解体用）」は、おおむね次に掲げるものであること。																
	(1) 走行の操作にあつては、タイヤ式又はクロ																
技能講習の名称	必要な機械設備等																
(略)	(略)																
6 車両系建設機械（解体用）運転技	表の車両系建設機械（解体用）運転技能講習の項の「車両系建設機械（解体用）」は、おおむね次に掲げるものであること。																
	(1) 走行の操作にあつては、タイヤ式及びクロ																

安衛法別表第19関係)	ーラ式のもの (2) 作業のための装置の操作にあつては、タイヤ式又はクローラ式のブレーカ（ドラグショベルにブレーカユニットを装着したもので差し支えない。） (3) (略)
(略)	(略)
8 不整地運搬車運転技能講習（安衛法別表第19関係）	表の不整地運搬車運転技能講習の項の「不整地運搬車」は、次に掲げるものであること。 (1) 走行の操作にあつては、ホイール式又はクローラ式のもの (2)・(3) (略)
別 (略)	(略)

別
添 6

技能講習の名称	講師の条件関係
(略)	(略)
3 乾燥設備作業主任者技能講習（安衛法別表第20第2号関係）	1～3 (略) 4 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) <u>高等学校等を卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するもの</u> (2) <u>10年以上安全の実務に従事した経験を有するもの</u>
4 コンクリート破砕器作業主任者	1・2 (略) 3 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、

能講習（安衛法別表第19関係）	ーラ式のもの (2) 作業のための装置の操作にあつては、タイヤ式及びクローラ式のブレーカ（ドラグショベルにブレーカユニットを装着したもので差し支えない。） (3) (略)
(略)	(略)
8 不整地運搬車運転技能講習（安衛法別表第19関係）	表の不整地運搬車運転技能講習の項の「不整地運搬車」は、次に掲げるものであること。 (1) 走行の操作にあつては、ホイール式及びクローラ式のもの (2)・(3) (略)
別 (略)	(略)

別
添 6

技能講習の名称	講師の条件関係
(略)	(略)
3 乾燥設備作業主任者技能講習（安衛法別表第20第2号関係）	1～3 (略) 4 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、 <u>高等学校等を卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するものが該当すること。</u> Λ
4 コンクリート破砕器作業	1・2 (略) 3 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、

技能講習（ 安衛法別表 第20第3 号関係）	次に掲げる者が該当すること。 <u>(1) 高等学校等を卒業した者で、その後5年 以上安全の実務に従事した経験を有するもの</u> <u>の</u> <u>(2) 10年以上安全の実務に従事した経験を 有するもの</u>
5 地山の掘 削及び土止 め支保工作 業主任者技 能講習（安 衛法別表第 20第4号 関係）	1 (略) 2 表の「工事用設備、機械、器具、作業環境 等に関する知識」「作業者に対する教育等に 関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「 同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲 げる者が該当すること。 (1) (略) (2) 職業能力開発促進法第28条に規定する 職業訓練指導員免許を受けた者で、その後 <u>3年以上建設の作業又は安全指導の業務に 従事した経験を有するもの</u> 3 (略)
6 削除	
7 ずい道等 の掘削等作 業主任者技 能講習（安 衛法別表第 20第4号 関係）	1 (略) 2 表の「工事用設備、機械、器具、作業環境 等に関する知識」「作業者に対する教育等に 関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「 <u>同等以上の知識経験を有する者</u> 」は、 <u>建設の 作業又は安全指導の業務に10年以上従事し た経験を有する者が該当すること。</u> 3 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2 号の「同等以上の知識経験を有する者」は、 <u>次に掲げる者が該当すること。</u> <u>(1) 高等学校等を卒業した者で、その後5年</u>

主任者技 能講習（ 安衛法別 表第20 第3号関 係）	<u>高等学校等を卒業した者で、その後5年以上 安全の実務に従事した経験を有するものが該 当すること。</u> △
5 地山の掘 削及び土止 め支保工作 業主任者技 能講習（安 衛法別表第 20第4号関 係）	1 (略) 2 表の「工事用設備、機械、器具、作業環境 等に関する知識」「作業者に対する教育等に 関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「 同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲 げる者が該当すること。 (1) (略) (2) 職業能力開発促進法第28条に規定する 職業訓練指導員免許を受けた者で、その後 <u>5年以上建設の作業又は安全指導の業務に 従事した経験を有するもの</u> 3 (略)
6 削除	
7 ずい道 等の掘削 等作業主 任者技能 講習（安 衛法別表 第20第 4号関係 ）	1 (略) △ 2 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2 号の「同等以上の知識経験を有する者」は、 <u>高等学校等を卒業した者で、その後5年以上 安全の実務に従事した経験を有するものが該</u>

	<u>以上安全の実務に従事した経験を有するもの</u> <u>(2) 10年以上安全の実務に従事した経験を有するもの</u>
8 ずい道等の覆工作業主任者技能講習（安衛法別表第20第4号関係）	1 (略) 2 表の「工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識」「作業者に対する教育等に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「<u>同等以上の知識経験を有する者</u>」は、<u>建設の作業又は安全指導の業務に10年以上従事した経験を有する者が該当すること。</u> 3 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「<u>同等以上の知識経験を有する者</u>」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) <u>高等学校等を卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するもの</u> <u>(2) 10年以上安全の実務に従事した経験を有するもの</u>
9 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習（安衛法別表第20第4号関係）	1 (略) 2 表の「工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識」「作業者に対する教育等に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「<u>同等以上の知識経験を有する者</u>」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) (略) (2) 職業能力開発促進法第28条に規定する職業訓練指導員免許を受けた者で、その後<u>3年以上建設の作業又は安全指導の業務に従事した経験を有するもの</u> 3 (略)

	<u>当すること。</u> △
8 ずい道等の覆工作業主任者技能講習（安衛法別表第20第4号関係）	1 (略) △ 2 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「<u>同等以上の知識経験を有する者</u>」は、<u>高等学校等を卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するものが該当すること。</u> △
9 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習（安衛法別表第20第4号関係）	1 (略) 2 表の「工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識」「作業者に対する教育等に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「<u>同等以上の知識経験を有する者</u>」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) (略) (2) 職業能力開発促進法第28条に規定する職業訓練指導員免許を受けた者で、その後<u>5年以上建設の作業又は安全指導の業務に従事した経験を有するもの</u> 3 (略)

10 足場の組立て等作業主任者技能講習（安衛法別表第20第4号関係）	1 (略) 2 表の「工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識」「作業者に対する教育等に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) (略) (2) 職業能力開発促進法第28条に規定する職業訓練指導員免許を受けた者で、その後<u>3年以上建設の作業又は安全指導の業務に従事した経験を有するもの</u> 3 (略)
11 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習（安衛法別表第20第4号関係）	1 (略) 2 表の「工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識」「作業者に対する教育等に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「<u>同等以上の知識経験を有する者</u>」は、<u>建設の作業又は安全指導の業務に10年以上従事した経験を有する者が該当すること。</u> 3 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) <u>高等学校等を卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するもの</u> (2) <u>10年以上安全の実務に従事した経験を有するもの</u>
12 鋼橋架設等作業主任者技能講習	1 (略) 2 表の「工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識」「作業者に対する教育等に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「<u>同等以上の知識経験を有する者</u>」は、次に掲げる者が該当すること。

10 足場の組立て等作業主任者技能講習（安衛法別表第20第4号関係）	1 (略) 2 表の「工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識」「作業者に対する教育等に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) (略) (2) 職業能力開発促進法第28条に規定する職業訓練指導員免許を受けた者で、その後<u>5年以上建設の作業又は安全指導の業務に従事した経験を有するもの</u> 3 (略)
11 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習（安衛法別表第20第4号関係）	1 (略) △ 2 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、<u>高等学校等を卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するものが該当すること。</u> △
12 鋼橋架設等作業主任者技能講習	1 (略) △

習（安衛法別表第20第4号関係）	<u>関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「同等以上の知識経験を有する者」は、建設の作業又は安全指導の業務に10年以上従事した経験を有する者が該当すること。</u> 3 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) <u>高等学校等を卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するもの</u> (2) <u>10年以上安全の実務に従事した経験を有するもの</u>	技能講習（安衛法別表第20第4号関係）	2 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、<u>高等学校等を卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するものが該当すること。</u> △
13 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習（安衛法別表第20第4号関係）	1 (略) 2 表の「工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識」「作業者に対する教育等に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「<u>同等以上の知識経験を有する者</u>」は、建設の作業又は安全指導の業務に10年以上従事した経験を有する者が該当すること。 3 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) <u>高等学校等を卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するもの</u> (2) <u>10年以上安全の実務に従事した経験を有するもの</u>	13 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習（安衛法別表第20第4号関係）	1 (略) △ 2 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、<u>高等学校等を卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するものが該当すること。</u> △
14 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習（安衛法	1 (略) 2 表の「工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識」「作業者に対する教育等に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「<u>同等以上の知識経験を有する者</u>」は、建設の	14 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習	1 (略) △

別表第20 第4号関係)	作業又は安全指導の業務に10年以上従事した経験を有する者が該当すること。 3 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) 高等学校等を卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するもの (2) 10年以上安全の実務に従事した経験を有するもの
15 採石のための掘削作業主任者技能講習（安衛法別表第20第5号関係）	1 (略) 2 表の「設備、機械、器具、作業環境に関する知識」「作業者に対する教育等に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) (略) (2) 職業能力開発促進法第28条に規定する職業訓練指導員免許を受けた者で、その後3年以上採石作業又は採石業に関する安全の実務に従事した経験を有するもの 3 (略)
(略)	(略)
17 船内荷役作業主任者技能講習（安衛法別表第20第7号関係）	1 (略) 2 表の「船舶設備、荷役機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「同等以上の知識経験を有する者」は、10年以上船内荷役作業に従事した経験を有する者が該当すること。 3 表の「玉掛け作業及び合図の方法に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「同等以

習（安衛法別表第20第4号関係）	2 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、高等学校等を卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するものが該当すること。 △
15 採石のための掘削作業主任者技能講習（安衛法別表第20第5号関係）	1 (略) 2 表の「設備、機械、器具、作業環境に関する知識」「作業者に対する教育等に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) (略) (2) 職業能力開発促進法第28条に規定する職業訓練指導員免許を受けた者で、その後5年以上採石作業又は採石業に関する安全の実務に従事した経験を有するもの 3 (略)
(略)	(略)
17 船内荷役作業主任者技能講習（安衛法別表第20第7号関係）	1 (略) △ 2 表の「玉掛け作業及び合図の方法に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「同等以

	上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) <u>揚貨装置運転士免許、クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許又はデリック運転士免許を有する者で、10年以上船内荷役作業の玉掛けに関する業務に従事した経験を有するもの</u> (2) <u>玉掛け技能講習を修了した者であって、10年以上船内荷役作業の玉掛けに関する業務に従事した経験を有する者</u> 3 (略)
18 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習（安衛法別表第20第8号関係）	1～3 (略) 4 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、<u>10年以上安全の実務に従事した経験を有する者が該当すること。</u>
(略)	(略)
22 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（安衛法別表第20第11号関係）	1 (略) 2 表の「健康障害及びその予防措置に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) 医師として5年以上の経験を有する者 (2) <u>歯科医師として5年以上の経験を有する者</u> (3) <u>薬剤師として7年以上の経験を有する者</u> 3・4 (略) 5 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2

	上の知識経験を有する者」は、<u>揚貨装置運転士免許、クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許又はデリック運転士免許を有する者で、10年以上船内荷役作業の玉掛けに関する業務に従事した経験を有するものが該当すること。</u> △ 4 (略)
18 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習（安衛法別表第20第8号関係）	1～3 (略) △
(略)	(略)
22 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（安衛法別表第20第11号関係）	1 (略) 2 表の「健康障害及びその予防措置に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) 医師として5年以上の経験を有する者 △ (2) <u>薬剤師として7年以上の経験を有する者</u> 3・4 (略) 5 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2

	号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 <u>(1) 高等学校等を卒業した者で、その後5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの</u> <u>(2) 10年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者</u>		号の「同等以上の知識経験を有する者」は、<u>高等学校等を卒業した者で、その後5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するものが該当すること。</u> △
23 鉛作業主任者技能講習（安衛法別表第20第11号関係）	1 (略) 2 表の「健康障害及びその予防措置に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 <u>(1) 医師として5年以上の経験を有する者</u> <u>(2) 歯科医師として5年以上の経験を有する者</u> <u>(3) 薬剤師として7年以上の経験を有する者</u> 3・4 (略) 5 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 <u>(1) 高等学校等を卒業した者で、その後5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの</u> <u>(2) 10年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者</u>	23 鉛作業主任者技能講習（安衛法別表第20第11号関係）	1 (略) 2 表の「健康障害及びその予防措置に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) 医師として5年以上の経験を有する者 △ <u>(2) 薬剤師として7年以上の経験を有する者</u> 3・4 (略) 5 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、<u>高等学校等を卒業した者で、その後5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するものが該当すること。</u> △
24 有機溶剤作業主任者技能講習（安衛法別表第20第11号関係）	1 (略) 2 表の「健康障害及びその予防措置に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) 医師として5年以上の経験を有する者 <u>(2) 歯科医師として5年以上の経験を有する者</u>	24 有機溶剤作業主任者技能講習（安衛法別表第20第11号関係）	1 (略) 2 表の「健康障害及びその予防措置に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) 医師として5年以上の経験を有する者 △

	者 (3) 薬剤師として7年以上の経験を有する者 3・4 (略) 5 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 <u>(1) 高等学校等を卒業した者で、その後5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの</u> <u>(2) 10年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者</u>
25 石綿作業主任者技能講習(安衛法別表第20第11号関係)	1 (略) 2 表の「健康障害及びその予防措置に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) 医師として5年以上の経験を有する者 (2) 歯科医師として5年以上の経験を有する者 者 (3) 薬剤師として7年以上の経験を有する者 3・4 (略) 5 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 <u>(1) 高等学校等を卒業した者で、その後5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの</u> <u>(2) 10年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者</u>
26 酸素欠乏危険作業主任者技能	1～4 (略) 5 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、

関係)	(2) 薬剤師として7年以上の経験を有する者 3・4 (略) 5 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、<u>高等学校等を卒業した者で、その後5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するものが該当すること。</u> △
25 石綿作業主任者技能講習(安衛法別表第20第11号関係)	1 (略) 2 表の「健康障害及びその予防措置に関する知識」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) 医師として5年以上の経験を有する者 △ (2) 薬剤師として7年以上の経験を有する者 3・4 (略) 5 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、<u>高等学校等を卒業した者で、その後5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するものが該当すること。</u> △
26 酸素欠乏危険作業主任	1～4 (略) 5 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、

講習（安衛法別表第20第12号関係）	<u>次に掲げる者が該当すること。</u> <u>(1) 高等学校等を卒業した者で、その後5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの</u> <u>(2) 10年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者</u> 6・7 （略）
27 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習（安衛法別表第20第13号関係）	1～4 （略） 5 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、 <u>次に掲げる者が該当すること。</u> <u>(1) 高等学校等を卒業した者で、その後5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの</u> <u>(2) 10年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者</u> 6・7 （略）
28 床上操作式クレーン運転技能講習（安衛法別表第20第14号関係）	1～3 （略） 4 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、 <u>次に掲げる者が該当すること。</u> <u>(1) 高等学校等を卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するもの</u> <u>(2) 10年以上安全の実務に従事した経験を有する者</u> 5・6 （略）
29 小型移動式クレーン運転技能講習（安衛法別表第20第15号関係）	1～3 （略） 4 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、 <u>次に掲げる者が該当すること。</u> <u>(1) 高等学校等を卒業した者で、その後5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの</u> <u>(2) 10年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者</u> 6・7 （略）

者技能講習（安衛法別表第20第12号関係）	<u>高等学校等を卒業した者で、その後5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するものが該当すること。</u> ∧ 6・7 （略）
27 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習（安衛法別表第20第13号関係）	1～4 （略） 5 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、 <u>高等学校等を卒業した者で、その後5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するものが該当すること。</u> ∧ 6・7 （略）
28 床上操作式クレーン運転技能講習（安衛法別表第20第14号関係）	1～3 （略） 4 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、 <u>高等学校等を卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するものが該当すること。</u> ∧ 5・6 （略）
29 小型移動式クレーン運転技能講習（安衛法別表第20第15号関係）	1～3 （略） 4 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、 <u>次に掲げる者が該当すること。</u> <u>(1) 高等学校等を卒業した者で、その後5年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの</u> <u>(2) 10年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者</u> 6・7 （略）

講習（安衛法別表第20第15号関係）	次に掲げる者が該当すること。 <u>(1) 高等学校等を卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するもの</u> <u>(2) 10年以上安全の実務に従事した経験を有する者</u>
	5 (略)
30 ガス溶接技能講習（安衛法別表第20第16号関係）	1 (略) 2 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 <u>(1) 高等学校等を卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するもの</u> <u>(2) 10年以上安全の実務に従事した経験を有する者</u>
	3 (略)
31 フォークリフト運転技能講習規程（安衛法別表第20第17号関係）	1～3 (略) 4 表の「運転に必要な力学に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1)・(2) (略) <u>(3) 10年以上フォークリフトの運転の業務又はフォークリフトの運転者を管理、監督する運転係長等の業務に従事した経験を有するもの</u> 5 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 <u>(1) 高等学校等を卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するもの</u>

転技能講習（安衛法別表第20第15号関係）	<u>高等学校等又は旧中等学校令による中等学校を卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するものが該当すること</u> △
	5 (略)
30 ガス溶接技能講習（安衛法別表第20第16号関係）	1 (略) 2 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、 <u>高等学校等を卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するものが該当すること。</u> △
	3 (略)
31 フォークリフト運転技能講習規程（安衛法別表第20第17号関係）	1～3 (略) 4 表の「運転に必要な力学に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1)・(2) (略) △ 5 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、 <u>高等学校等を卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するものが該当すること。</u>

	の (2) <u>10年以上安全の実務に従事した経験を有する者</u> 6 表の「走行の操作」「荷役の操作」の項の「条件」の欄第4号の「<u>同等以上の知識経験を有する者</u>」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) (略) (2) 道路交通法第99条第1項第2号に規定する技能検定員（大型特殊自動車免許（装軌式自動車についての限定付免許を除く。）に係るものに限る。）又は同項第3号に規定する<u>教習指導員（技能指導員を含む。大型特殊自動車免許（装軌式自動車についての限定付免許を除く。）に係るものに限る。）</u> (3) (略)
32 ショベルローダー等運転技能講習（安衛法別表第20第17号関係）	1～3 (略) 4 表の「運転に必要な力学に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「<u>同等以上の知識経験を有する者</u>」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) <u>高等学校等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後3年以上ショベルローダー等の運転者を管理、監督する運転係長等の業務に従事した経験を有するもの</u> (2) <u>10年以上ショベルローダー等の運転の業務又はショベルローダー等の運転者を管理、監督する運転係長等の業務に従事した経験を有するもの</u> 5 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2

	ハ 6 表の「走行の操作」「荷役の操作」の項の「条件」の欄第4号の「<u>同等以上の知識経験を有する者</u>」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) (略) (2) 道路交通法第99条第1項第2号に規定する技能検定員（大型特殊自動車免許（装軌式自動車についての限定付免許を除く。）に係るものに限る。）又は同項第3号に規定する<u>技能指導員（大型特殊自動車免許（装軌式自動車についての限定付免許を除く。）に係るものに限る。）</u> (3) (略)
32 ショベルローダー等運転技能講習（安衛法別表第20第17号関係）	1～3 (略) 4 表の「運転に必要な力学に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「<u>同等以上の知識経験を有する者</u>」は、<u>高等学校等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後3年以上ショベルローダー等の運転者を管理、監督する運転係長等の業務に従事した経験を有するものが該当すること。</u> 5 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2

号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。

- (1) 高等学校等を卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するもの
(2) 10年以上安全の実務に従事した経験を有する者

6 表の「走行の操作」「荷役の操作」の項の「条件」の欄第4号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。

- (1) (略)
(2) 道路交通法第99条第1項第2号に規定する技能検定員（大型特殊自動車免許（装軌式自動車についての限定付免許を除く。）に係るものに限る。）又は同項第3号に規定する教習指導員（技能指導員を含む。大型特殊自動車免許（装軌式自動車についての限定付免許を除く。）に係るものに限る。）
(3) (略)

3.3 車両系
建設機械（
整地・運搬
・積込用及
び掘削用）
運転技能講
習（安衛法
別表第20
第18号関

- 1 (略)
2 表の「走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識」の項の「条件」の欄第3号、「作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識」の項の「条件」の欄第3号及び「運転に必要な一般的事項に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。

号の「同等以上の知識経験を有する者」は、高等学校等を卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するものが該当すること。

△

6 表の「走行の操作」「荷役の操作」の項の「条件」の欄第4号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。

- (1) (略)
(2) 道路交通法第99条第1項第2号に規定する技能検定員（大型特殊自動車免許（装軌式自動車についての限定付免許を除く。）に係るものに限る。）又は同項第3号に規定する技能指導員（大型特殊自動車免許（装軌式自動車についての限定付免許を除く。）に係るものに限る。）

(3) (略)

3.3 車両
系建設機
械（整地
・運搬・
積込用及
び掘削用
）運転技
能講習（
安衛法別

- 1 (略)
2 表の「走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識」の項の「条件」の欄第3号、「作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識」の項の「条件」の欄第3号及び「運転に必要な一般的事項に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。

係)

(1) (略)

(2) 職業能力開発促進法による普通職業訓練短期課程のうち、建設機械運転科又は建設機械整備科の訓練を修了した者で、その後3年以上車両系建設機械の取扱いに関する業務に従事した経験を有するもの

(3) 職業能力開発促進法第28条に規定する職業訓練指導員免許のうち、建設機械科又は建設機械運転科の職種に係る免許を受けた者で、その後3年以上車両系建設機械の取扱いに関する業務に従事した経験を有するもの

(4) (略)

3・4 (略)

5 表の「走行の操作」「作業のための装置の操作」の項の「条件」の欄第4号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。

(1) (略)

(2) 職業能力開発促進法による普通職業訓練短期課程のうち、建設機械運転科又は建設機械整備科の訓練を修了した者で、その後3年以上車両系建設機械の取扱いに関する業務に従事した経験を有するもの

(3) 職業能力開発促進法第28条に規定する職業訓練指導員免許のうち、建設機械科又は建設機械運転科の職種に係る免許を受けた者で、その後3年以上車両系建設機械の取扱いに関する業務に従事した経験を有するもの

表第20
第18号
関係)

(1) (略)

(2) 職業能力開発促進法の規定に基づく、次の訓練を修了した者で、その後3年以上車両系建設機械の取扱いに関する業務に従事した経験を有するもの

イ 普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建設機械運転科の訓練

ロ 普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第2又は第4の訓練科の欄に掲げる建設機械整備科の訓練

ハ 指導員訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第8の訓練科の欄に掲げる産業機械工学科の訓練

(3) (略)

3・4 (略)

5 表の「走行の操作」「作業のための装置の操作」の項の「条件」の欄第4号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。

(1) (略)

(2) 職業能力開発促進法の規定に基づく次の訓練を修了した者で、その後3年以上車両系建設機械の運転の業務に従事した経験を有するもの

イ 普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建設機械運転科の訓練

ロ 普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第2又は第4の訓練科の欄に掲げる建設機械整備科の訓練

ハ 指導員訓練のうち職業能力開発促進法

施行規則別表第 8 の訓練科の欄に掲げる
産業機械工学科の訓練

(3) (略)

3 4 車両系
建設機械（
解体用）運
転技能講習
（安衛法別
表第 20 第
18 号関係）

1 (略)

2 表の「走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識」の項の「条件」の欄第 3 号、「作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識」の項の「条件」の欄第 3 号及び「運転に必要な一般的事項に関する知識」の項の「条件」の欄第 3 号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。

(1) (略)

(2) 職業能力開発促進法第 28 条第 1 項の規定する職業訓練指導員免許のうち、建設機械科又は建設機械運転科の職種に係る免許を受けた者で、その後 3 年以上車両系建設機械(解体用)の取扱いに関する業務に従事した経験を有するもの

(3) (略)

3・4 (略)

5 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第 2 号の「同等以上の知識経験を有する者」は、高等学校等を卒業した者で、その後 5 年以上安全の実務に従事した経験を有するものが該当すること。

Λ

6 表の「走行の操作」「作業のための装置の操作」の項の「条件」の欄第 4 号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者

(4) (略)

3 4 車両系
建設機械（
解体用）運
転技能講習
（安衛法別
表第 20 第
18 号関係）

1 (略)

2 表の「走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識」の項の「条件」の欄第 3 号、「作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識」の項の「条件」の欄第 3 号及び「運転に必要な一般的事項に関する知識」の項の「条件」の欄第 3 号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。

(1) (略)

(2) 職業能力開発促進法第 28 条第 1 項の規定する職業訓練指導員免許のうち、建設機械科又は建設機械運転科の職種に係る免許を受けた者

(3) (略)

3・4 (略)

5 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第 2 号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。

(1) 高等学校等を卒業した者で、その後 5 年以上安全の実務に従事した経験を有するもの

(2) 10 年以上安全の実務に従事した経験を有する者

6 表の「走行の操作」「作業のための装置の操作」の項の「条件」の欄第 4 号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者

	が該当すること。 (1) (略) (2) 職業能力開発促進法第28条に規定する職業訓練指導員免許のうち、建設機械科又は建設機械運転科の職種に係る免許を受けた者で、その後<u>1年以上車両系建設機械(解体用)の運転の業務に従事した経験を有するもの</u> (3) (略)
35 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習(安衛法別表第20第19号関係)	1～3 (略) 4 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、<u>次に掲げる者が該当すること。</u> (1) <u>高等学校等を卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するもの</u> (2) <u>10年以上安全の実務に従事した経験を有する者</u>
36 不整地運搬車運転技能講習(安衛法別表第20第20号関係)	1・2 (略) 3 表の「走行に関する装置の構造及び取扱いの方法」の項の「条件」の欄第3号、「荷の運搬に関する知識」の項の「条件」の欄第3号及び「運転に必要な力学に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) 建設機械施工技術検定に合格した者(1級の技術検定であって<u>トラクター系若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択した者又は2級の第1種若しくは第2種の技</u>

	が該当すること。 (1) (略) (2) 職業能力開発促進法第28条に規定する職業訓練指導員免許のうち、建設機械科又は建設機械運転科の職種に係る免許を受けた者で、その後<u>3年以上車両系建設機械(解体用)の運転の業務に従事した経験を有するもの</u> (3) (略)
35 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習(安衛法別表第20第19号関係)	1～3 (略) 4 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2号の「同等以上の知識経験を有する者」は、高等学校等を卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するものが該当すること。 △
36 不整地運搬車運転技能講習(安衛法別表第20第20号関係)	1・2 (略) 3 表の「走行に関する装置の構造及び取扱いの方法」の項の「条件」の欄第3号、「荷の運搬に関する知識」の項の「条件」の欄第3号及び「運転に必要な力学に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) 建設機械施工技術検定に合格した者(1級の技術検定であって<u>ショベル系建設機械操作施工法を選択した者又は2級の第2種の技術検定に合格した者に限る。</u>)で、そ

術検定に合格した者に限る。)で、その後
3年以上不整地運搬車の取扱いに関する業
務に従事した経験を有するもの

(2) 職業能力開発促進法第28条に規定する
職業訓練指導員免許のうち、建設機械科又
は建設機械運転科の職種に係る免許を受け
た者

(3) (略)

4・5 (略)

6 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2
号の「同等以上の知識経験を有する者」は、
次に掲げる者が該当すること。

(1) 高等学校等を卒業した者で、その後5年
以上安全の実務に従事した経験を有するも
の

(2) 10年以上安全の実務に従事した経験を
有する者

7 表の「走行の操作」「荷の運搬」の項の「
条件」の欄第4号の「同等以上の知識経験を
有する者」は、次に掲げる者が該当すること

。(1) 建設機械施工技術検定に合格した者(1
級の技術検定であってトラクター系若しくは
ショベル系建設機械操作施工法を選択し
た者又は2級の第1種若しくは第2種の技
術検定に合格した者に限る。)で、その後
3年以上不整地運搬車の運転の業務に従事
した経験を有するもの

(2) 職業能力開発促進法第28条に規定する
職業訓練指導員免許のうち、建設機械科又

の後3年以上不整地運搬車の取扱いに関す
る業務に従事した経験を有するもの

(2) 職業能力開発促進法第28条に規定する
職業訓練指導員免許のうち、建設機械科又
は建設機械運転科の職種に係る免許を受け
た者で、その後3年以上不整地運搬車の取
扱いに関する業務に従事した経験を有する
もの

(3) (略)

4・5 (略)

6 表の「関係法令」の項の「条件」の欄第2
号の「同等以上の知識経験を有する者」は、
高等学校等を卒業した者で、その後5年以上
安全の実務に従事した経験を有するものが該
当すること。

△

7 表の「走行の操作」「荷の運搬」の項の「
条件」の欄第4号の「同等以上の知識経験を
有する者」は、次に掲げる者が該当すること

。(1) 建設機械施工技術検定に合格した者(1
級の技術検定であってショベル系建設機械
操作施工法を選択した者又は2級の第2種
の技術検定に合格した者に限る。)で、そ
の後3年以上不整地運搬車の運転の業務に
従事した経験を有するもの

(2) 職業能力開発促進法第28条に規定する
職業訓練指導員免許のうち、建設機械科又

